

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、エンド・ユーザー、クライアント企業、株主、社員等の各ステークホルダーとの関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方と理解しております。当社及び当社グループとして、コーポレート・ガバナンスの充実・強化は株主利益及び企業価値向上のための責務と考えており、内部統制の整備・運用に積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名または名称 | 所有株式数 (株) | 割合 (%) |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|--------|
| 玉上 進一 | 18,821 | 25.08 |
| 株式会社南部エンタープライズ | 11,240 | 14.98 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 7,313 | 9.74 |
| 南部 靖之 | 4,000 | 5.33 |
| 株式会社タマガミインターナショナル | 4,000 | 5.33 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,966 | 2.62 |
| バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT ジエイピーアールデイ アイ エスジー エフイーーエイシー | 1,801 | 2.40 |
| ゴールドマン・サックス・インターナショナル | 1,047 | 1.39 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口) | 856 | 1.14 |
| ザバンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデック アカUNT | 825 | 1.09 |

3. 企業属性

| | |
|-------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 大阪 ヘラクレス |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | サービス業 |
| (連結) 従業員数 | 1000人以上 |
| (連結) 売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 親会社 | なし |
| 連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i |
|--------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 盛岡 治英 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | ○ | |
| 三上 純昭 | 他の会社の出身者 | | | | | ○ | | | ○ | |
| 神門 いづみ | 弁護士 | | | | ○ | | | | ○ | |

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 適合項目に関する補足説明 | 当該社外監査役を選任している理由 |
|--------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 盛岡 治英 | 当社独立役員に指定しております。 | 事業会社における長年の実務経験を有しており、経営管理体制強化のために選任しております。 【独立役員の指定理由】現在及び過去において当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 三上 純昭 | 現：株式会社日本ビジネスマッチング 代表取締役社長 当社独立役員に指定しております。 | 証券会社における経験と経営者としての幅広い見識を有しており、子会社を含めた資本政策等に助言・監督をいただくと判断し、選任しております。 【独立役員の指定理由】現在及び過去において、代表取締役社長を兼任する株式会社日本ビジネスマッチングを含め、当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |
| 神門 いづみ | 現：堀総合法律事務所 弁護士 当社独立役員に指定しております。 | 弁護士としての専門的見地から助言・監督をいただくと判断し、選任しております。 【独立役員の指定理由】現在及び過去において当社との特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。 |

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役3名は平成22年3月期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）において開催された取締役会22回、監査役会16回の全てに出席しております。

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明

平成22年6月25日開催の定時株主総会において「当社取締役および当社子会社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」を承認可決しております。

| | |
|-----------------|-----------------------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、子会社の取締役、執行役、監査役 |
|-----------------|-----------------------|

該当項目に関する補足説明

当社グループにおいて強固なマネージメントを確立していくために当社取締役および子会社取締役の能力発揮が非常に重要な要素と認識しており、その人材を長期間確保することとともに、業績向上による企業価値増加、株主重視の経営意識を更に高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

| | |
|------|---------------------|
| 開示手段 | 有価証券報告書、営業報告書（事業報告） |
| 開示状況 | 全取締役の総額を開示 |

該当項目に関する補足説明

平成22年3月期に係る取締役及び監査役に対する役員報酬は次の通りです。

取締役に対する報酬 123,080千円

監査役に対する報酬 14,967千円（うち社外監査役 7,200千円）

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任部署は設置しておりませんが、総務部を主管とし、取締役会など重要会議の連絡及び事前の資料配布、また必要に応じた事前説明を行うなどの情報伝達体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社では取締役6名に各事業部門、管理部門における担当及び管掌を定め業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。取締役会は取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催することとしており、取締役は業務執行状況について取締役会に報告することとしております。

監査・監督機能としては、当社は監査役会制度を継続して採用しており、業務活動全般にわたり、方針や計画、法令順守状況等につき、取締役会や重要な会議への出席、子会社を含めた調査等を通じた監査を行っております。さらに監査役会は、監査法人から監査の方法と結果についての報告や内部監査チームより業務全般に関する内部監査の報告を受ける等厳正な対応を行っております。

当社の平成22年3月期決算における会計監査業務を執行した公認会計士は吉川正幸氏、大木智博氏及び久塚清憲氏で、太陽ASG有限責任監査法人に所属しております。この他、会計監査業務に係る補助者の構成は、常時公認会計士1名、その他2名であります。

なお、当社は平成22年6月25日開催の第24回定時株主総会において、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任する決議を行っております。

役員報酬の決定につきましては、株主総会で決議されている報酬総額をもとに、役員報酬規程に基づき取締役会で、監査役は監査役会にて個別報酬を決定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | 第22回定時株主総会（平成20年6月26日開催）より、当社グループの事業への理解を深めていただくことを目的として、主要施設である秋田BPOキャンパス内にて株主総会を開催しております。 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページ上に投資家向け情報のコンテンツを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明資料等を掲載しております。 | あり |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経営企画室 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

プレステージ・インターナショナルグループの行動規範に基づき、コンプライアンス規程を制定し、取締役の法令及び定款違反行為を未然に防止するとともに、必要に応じて外部の専門家に助言を求めるものとする。また代表取締役を中心とした取締役同士の相互補完により、監視体制を強化するものとする。併せてリスク・コンプライアンス委員会を代表取締役の諮問機関とし、リスクやコンプライアンス全般に関する事項について、内部統制の構築を推進するものとする。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、総務部を主管として、適切に保存及び管理を行うものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する機関として、代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてリスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証、危機発生時の対応、その他リスク管理全般に関する事項について整備を行うものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

プレステージ・インターナショナルグループの行動規範に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、グループ会社の内部統制の有効性並びに妥当性を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社及び関係会社の運営を管理、指導するものとする。また、内部監査チームは、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行うものとする。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役及び監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、直ちに監査役及び監査役会を補助する専任部署として監査役室を設置し、その構成員を監査役及び監査役会を補助すべき使用人とし、監査役及び監査役会が総務部と協議の上、選任した使用人を監査役室員として監査役及び監査役会の業務を担当させるものとする。

7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室員としての使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合には、総務部は予め監査役及び監査役会に相談し、監査役及び監査役会の意見を重視することとし、監査役及び監査役会の指示に従い、必要に応じて当社グループ内の監査を行う権限を与えるものとする。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役及び監査役会に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、監査役及び監査役会に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役及び監査役会に対しての報告体制を確立するものとする。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役に報告するものとする。

3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

(1) 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力に対するマニュアル」を整備するとともに、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。

(2) 反社会的勢力に関する部署を総務部とし、情報の収集及び関係部署との情報の共有を図り対処を行うものとする。また、不当要求防止責任者を設置し、平素から所管警察署と良好な関係維持に努め、反社会的勢力との関係遮断に取組むものとする。

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

